

生活保護法改正の平成26年7月1日から

指定助産機関・施術機関制度が変わります！

はり師・きゅう師の指定制の導入

- はり師・きゅう師については、これまで届出による登録制でしたが、法改正により、他の施術と同じく指定制に変わります
- すでに生活保護法による登録がある、はり師・きゅう師については、平成26年6月30日までに改めて指定申請を行う必要があります
(期限までに申請がないときは、平成26年7月1日以降、生活保護法による施術を行うことができません。)
- 助産師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師については、法改正後、「みなし指定」として引き続き指定を受けていることになるため、改めて指定申請をする必要はありません

指定要件と指定取消要件の明確化

- 1 指定できない場合
申請者が指定助産機関または指定施術機関の指定を取り消されてから5年を経過しないもの など
- 2 指定しないことができる場合
生活保護受給者の助産または施術について、重ねて指導を受けたものであるとき など
- 3 指定取消または指定の効力を停止することができる場合
不正な手段で指定を受けたとき など

不適切な事案等への対応の強化

- 1 過去の不正事案への対応
過去に指定助産機関または指定施術機関であった者についても報告徴収等の対象になります
- 2 不正利得に対する徴収金
偽りその他不正な手段により助産又は施術の給付に要する費用の支払いを受けた場合は、返還金に加えて、40%以下の加算金を徴収されることがあります
- 3 指導体制の強化
本市が指定した指定助産機関または指定施術機関に対して、緊急性があるときは国も指導等を実施できます